

災害対策について

1 震災対策について

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づき、中野区地域防災計画を策定し、震災に対して備えている。

震災発生時には、中野区災害対策本部を中心に災対各部と各防災関係機関が連携してその全機能を有効に発揮し、区民の協力のもとに、災害予防、災害応急及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、中野区の区域並びに住民の生命及び財産を災害から保護するよう努めている。

(1) 町会・自治会等との連携

地震による被害を軽減し、その後の救援活動を実施していくためには、発災直後から地域住民が主体となって「自分たちのまちは自分たちで守る」活動を展開していくことが必要である。

特に、初期消火や発災直後からの72時間以内の救助活動等では、共助の取組みが重要であることから、区では、地域防災会を中心とした地域一体となった共助の取組みを推進しており、地域防災会への活動支援として、地域防災会が行う防災訓練等の防災活動に対する助成を行うとともに、防災活動拠点に必要な資機材等の配備をするなど、地域防災会の防災行動力の向上を図っている。

(2) 災害時における要支援者の支援

要配慮者に対しては、地域、防災関係機関、介護・福祉サービス等事業者、医療機関、ボランティア等の多様な主体の連携や協力により、平常時から情報の把握に努めるとともに、避難所に安心して生活できる場所、資機材、備蓄等の配備や二次避難所の確保、外国人に対する支援など、災害時における様々な支援体制を整備している。

特に、避難行動要支援者に対しては、発災直後に支援が必要となることから、平常時から名簿の整備、個別避難支援計画の作成や支援者の確保を進め、円滑かつ迅速な避難支援が行えるよう努めるとともに、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助などを行うため、各避難所組織の中に避難支援部、避難支援班を設置している。

(3) 医療連携体制

中野区医師会、中野区歯科医師会、中野区薬剤師会、東京都柔道整復師会中野支部、東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会、中野区災害医療コーディネーター、中野区災害薬事コーディネーター、区内災害拠点病院等の医療機関、日赤奉仕団、医療チーム及びボランティア、東京都等との連携、協力により、医療救護、保健・健康の相談支援、防疫の体制を確保している。

中野区災害医療コーディネーターをはじめ、中野区医師会等との連携のもと、発災後は速やかに医療救護活動拠点として15か所の医療救護所、そのうち6か所は緊急医療救護所、28か所の救護所を設置し、医療救護活動を実施するとともに医療資器材や医薬品等の備蓄及び調達ができる体制を整備している。

また、保健師・栄養士その他必要な職種により健康調査や健康相談等を実施するとともに、被災住民に適切なメンタルヘルスケアも実施していく。

(4) 避難所の管理運営体制

避難所の運営は、区、施設管理者、地域防災会が避難所運営本部を組織し運営にあたることとしている。発災時に円滑な避難所運営を行うことができるように、平常時より、区職員、施設管理者、地域防災会が避難所運営会議を開催し、避難所運営管理マニュアルの作成等を行うとともに、実際に即した避難所開設にかかる訓練等を実施している。

また、避難したすべての人の安全、安心な生活を確保するとともに、女性や要配慮者等の視点を踏まえた運営に努めている。

(5) 在宅避難に対する支援

在宅避難や指定避難所以外の場所に避難した被災者に対して、関係機関や避難所運営組織と連携し、避難状況の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布及び保健医療サービスの提供、その他避難所以外に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めている。

また、食事や支援物資の提供などについて、地域の避難所において地域全体のために行われていることを周知徹底していく。

(6) 帰宅困難者対策

平成27年3月に行政、鉄道事業者、駅周辺事業者等の連携・協力による帰宅困難者対策をとりまとめた「中野区災害時帰宅困難者対策行動計画」を策定し、平成28年7月に計画の一部を修正している。

また、災害発生時に、鉄道等の公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見込みがない場合において、職場や学校などの所属がなく、帰宅が可能になるまでの間、一時的に待機する場所として「帰宅困難者一時滞在施設」の確保に努めている。

現在、なかのZEROや明治大学中野キャンパスをはじめ、13か所の「帰宅困難者一時滞在施設」を確保している。

(7) 災害協定

自治体との相互協力・応援協定をはじめとし、医療救護活動、物資等の供給、緊急輸送、応急対策業務や施設利用に関する協定など、様々な団体と137の協定を締結し、災害時に速やかに応急対策が実施できるよう備えている。

今後も必要な協定については、締結をすすめていく。

(8) 他自治体、民間事業者等との協力体制

災害時に自らのみでは迅速かつ十分な応急対応が困難な場合でも、可能な限り速やかに対応が実施できるよう、他自治体とは、物資の提供、人員の派遣や廃棄物処理等、民間事業者等とは、災害協定の締結内容に基づき、相互に連携・協力している。

2 風水害対策について

震災対策と同様、中野区地域防災計画を策定し、風水害に対しても備えており、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、台風や集中豪雨等の気象状況に応じて、夜間・休日連絡態勢から第三次非常配備態勢をとることとしている。

風水害の応急対策としては、区内の被害や河川状況に応じた現場確認をはじめ、気象や河川情報を収集し、必要に応じて高齢者等避難や避難指示等の発令、一時避難所の開設等の避難者対応などを実施している。

なお、風水害対策の活動や対応は、震災対策と共通する部分が多いため、震災対策と異なるものについて記載する。

(1) 避難所の管理運営体制

水害時の避難所については、大雨や台風の接近、被害の状況などを踏まえ、一時避難所及び水害時避難所を開設、運営する。

一時避難所は、避難指示等の避難情報が発令されていない状況でも自発的に避難する方を受け入れるため、必要に応じて開設する区民活動センター等がこれにあたり、水害時避難所は、避難指示等の避難情報が区から発令された場合や避難者が多数見込まれる場合に開設する浸水想定区域外にある小中学校等がこれにあたる。

(2) 中野区ハザードマップの活用推進

都が公表した「神田川流域浸水想定区域図」を参考に、神田川や妙正寺川等で大規模な洪水があった場合や区内で土砂災害が発生した場合に備え、避難所の位置や安全な避難方法などを盛り込んだ中野区ハザードマップを作成し配布している。

ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めている。

3 令和元年度以降に設置した応急対策における職員態勢

(1) 震災

年度	職員態勢回数			
	情報連絡態勢	初動配備態勢	第一次非常配備態勢	第二次非常配備態勢
令和3年度	2	0	0	0

(2) 風水害

年度	職員態勢回数				
	夜間・休日 連絡態勢	風水害 早期監視態勢	情報連絡態勢	初動配備態勢	第一次～第三次 非常配備態勢
令和元年度	8	1	1	1	0
令和2年度	14	1	0	0	0
令和3年度	10	0	2	0	0
令和4年度	7	0	1	0	0
令和5年度	0	1	0	0	0